

平成 19 年 (ワ) 第 4445 号 損害賠償請求事件
原告 サンラ・ワールド株式会社 ほか 1 名
被告 津田哲也

準備書面 1

平成 19 年 3 月 28 日

東京地方裁判所民事第 23 部 A い係 御中

〒 107-0052 東京都港区赤坂 3 丁目 20 番 6 号日住金赤坂ビル 3 階
新東京法律会計事務所 (送達場所)

TEL 03-3584-2211 FAX 03-3584-2227

原告ら訴訟代理人

弁護士 佐藤 博 史

同 木村 文 幸

同 金澤 優



被告の答弁書第 2,3 (1) ③ (3 頁) 記載の求釈明事項につき、以下のとおり釈明し、あわせて原告の訴状請求の趣旨記載の謝罪広告を別紙のとおり訂正する。

被告は、上記求釈明で、原告が本件訴訟で主張する被告の行為はいわゆる「公認会計士脅迫事件」(以下、本件脅迫事件)に限られるのか、それとも「公認会計士脅迫事件のもみ消し事件」(以下、本件もみ消し事件)を含むのか釈明を求めているが、原告らが主張する被告の名誉毀損行為が本件もみ消し事件を含むものであることは、訴状請求原因第 2,3 (1) イおよびウの記述自体に明白である。

すなわち、被告が真実性を立証しなければならない事実とは、原告増田による本件脅迫事件及び本件もみ消し事件であるが、予め指摘しておく、①いずれも刑法上の犯罪行為であり、原告らに対する名誉毀損の被害の程度は重大であるところ、②原告増田は、いずれの事件についても刑事責任を問われたことはなく、被告による真実性の証明は、間違いなく、不成功に終わるのであろう。

現に、被告は、答弁書で「ともに真実である」とのみ主張し(同 3 頁)、具体的な根拠を一切明らかにせず、「被告の主張」として、卒然と、「本件訴訟の真実」などと題して、本件脅迫事件や本件もみ消し事件とは無関係のことを縷々主張している(同 4 頁～6 頁)。このことから、肝心の本件脅迫事件や本

件もみ消し事件について、被告が真実性を証する証拠はもとより、相当性を基礎付ける「確実な資料・根拠」（最判昭和44年6月25日刑集23巻7号975頁）をも有していないことを、言外に暴露しているのである。

なお、被告によれば、原告らが求める謝罪広告の内容が不明確とのことであるので、請求の趣旨記載の謝罪広告を別紙のとおり訂正して、被告による名誉毀損行為が本件もみ消し事件を含むことを明確にする。

以 上

(別紙)

謝罪広告文

1 謝罪広告

サンラ・ワールド株式会社 様
増田俊男 様

私が、本ブログ 2006 年 11 月 22 日に『「公認会計士脅迫事件」の顛末』と題して、執筆、掲載した記事は、真実と異なるもので、貴殿らの名誉及び社会的信用を著しく毀損するものでした。

この記事は、私が、以前、「財界展望」誌 2002 年 9 月号に執筆、掲載したものと全く同じですが、その記事を執筆する際に貴殿らに何が真実であるかを事前に知らされていながら、ことさら真実に反する記事を執筆して、貴殿らの名誉及び社会的信用を著しく毀損しましたので、そのことを私は謝罪し、今後は二度と貴殿らの名誉を毀損する記事を執筆しないこと約束しました。

しかし、今回、その記事内容が全く真実に反することを知りながらも、敢えてそれと全く同じ記事を引用した上、さらに、増田氏が、弁護士と共謀して上記公認会計士への脅迫事件をもみ消したなどと記載したのですから、弁明のしようがありません（当然ながら、「脅迫事件」が虚偽である以上、これを前提とする「もみ消し」事件が真実でないことは明らかです）。

読者の皆様には、真実と異なる記事を掲載して、真実をお伝えせず、私の記事で、貴殿らの名誉及び社会的信用を毀損しましたことを心よりお詫び申し上げます。私は既に二度と名誉毀損の記事を執筆しないと約束しながら、また名誉を毀損しましたが、今後は一切このようなことがないようにお約束します。

津田哲也

2 謝罪広告

サンラ・ワールド株式会社 様
増田俊男 様

私が、本ブログ 2006 年 10 月 13 日に「サンラを訴えると脅される?!」と題して、執筆、掲載した記事は、真実と異なるもので、貴殿らの名誉及び社会的信用を著しく毀損するものでした。

この記事は、私が、以前、「財界展望」誌 2002 年 9 月号に執筆、掲載したものと全く同じですが、その記事を執筆する際に貴殿らに何が真実であるかを事前に知らされていながら、ことさら真実に反する記事を執筆して、貴殿らの名誉及び社会的信用を著しく毀損しましたので、そのことを私は

謝罪し、今後は二度と貴殿らの名誉を毀損する記事を執筆しないこと約束しました。

しかし、今回、その記事内容が全く真実に反することを知りながらも、敢えてそれと全く同じ記事を引用した上、さらに、増田氏が、弁護士と共謀して上記公認会計士への脅迫事件をもみ消したなどと記載したのですから、弁明のしようがありません（当然ながら、「脅迫事件」が虚偽である以上、これを前提とする「もみ消し」事件が真実でないことは明らかです）。

読者の皆様には、真実と異なる記事を掲載して、真実をお伝えせず、私の記事で、貴殿らの名誉及び社会的信用を毀損しましたことを心よりお詫び申し上げます。私は既に二度と名誉毀損の記事を執筆しないと約束しながら、また名誉を毀損しましたが、今後は一切このようなことがないようにお約束します。

津田哲也

謝罪広告掲載条件

- 1 「謝罪広告」という見出しは、20ポイント以上のゴシック体太字
- 2 名宛人及び作成者の文字は、14ポイント以上のゴシック体太字
- 3 本文は、12ポイント以上の文字